

宝塚市における中学校部活動の地域移行保護者説明会における質疑応答(Q&A)

日時 令和7年(2025年)1月11日(土)19:00~ 宝塚市立西公民館
令和7年(2025年)1月12日(日)19:00~ 宝塚市立東公民館
令和7年(2025年)1月13日(月)19:00~ 宝塚市立中央公民館

【Q1】現在の小学6年生の児童が中学校に入学する令和7年度以降は、中学校に入学すれば必ず部活動に入部することが出来るのでしょうか？

【A1】現在の小学6年生が中学校に入学する令和7年度(2025年度)では、学校部活動を継続していることから、入学した学校に存在する部活動への入部は出来ますが、中学2年生となった令和8年度(2026年度)では、夏から秋にかけて開催される中体連等の各種大会やコンクール、発表会等の後に現行の学校部活動を廃止するため、その後は、地域移行により引き継がれた地域クラブ活動に加入していただくこととなります。

【Q2】6年生の児童が中学校に入学する令和7年度(2025年度)に入部する部活動があっても令和8年度(2026年度)の各種大会後に廃止するのであれば、2年生の途中からどこにも行けなくなる。子どもには、そうならないよう1年生の入部段階で3年生まで継続できるクラブ活動に入れたいと思うが、地域移行される部活動は、いつ頃に公表されるのでしょうか？

【Q3】地域によっては、進学する中学校を選択できるので、地域クラブ活動の進捗状況によって学校を選択したい。そのため、出来る限り、地域クラブ活動の発足状況を公表してほしい。

【A2、A3】現在、教職員の中で部活動の地域移行後も引き続き指導を希望する教職員と競技種目ごとの協会等により、地域移行後の地域クラブ活動の創設に向けて協議を進めています。その結果を本年3月下旬から4月上旬までの間には公表できるよう協議を進めているところです。

【Q4】学校によっては部員数の減少等により、令和7年(2025年)4月には募集を停止する部活動があると聞いています。学校部活動の募集が停止していて、さらに地域クラブもない場合は、活動機会がなくなるのではないのでしょうか？

【A4】部員数の減少や顧問の担い手がいないことから、令和7年(2025年)4月の部員募集の停止を検討している学校がありますので、入学時に学校にお問い合わせください。また、令和8年(2026年)4月については、地域移行後の地域クラブ活動の運営団体がみつからない場合も部員募集を停止する学校(部活動)が出てくる可能性はあります。ただし、各小学校区単位で活動している「スポーツクラブ21」等で活動している競技には参加できるようにそれぞれのスポーツクラブ21の活動種目等を紹介する予定です。

【Q5】今後、学校部活動を廃部する場合、その部活動は必ず地域クラブ活動として移行されるのでしょうか？

【A5】廃部する理由が部員数の減少の場合、地域移行後であっても、その学校単位で地域クラブ活動を維持することは困難ではありますが、他校と統合することや、合同で活動することで維持するよう調整していきます。その場合、活動場所が自身が在籍する学校ではなく、近隣の学校に移る場合があります。

【Q6】 今後、学校部活動が地域クラブ活動に移行された場合、募集方法等を生徒や保護者にはどのように周知されるのでしょうか？

【A6】 募集方法等は、地域クラブ活動によって異なりますが、加入できる地域クラブ活動を一覧にまとめ、市のホームページに掲載する予定です。詳しくは、学校を通じてお手紙等で周知する予定にしています。

【Q7】 地域移行後の地域クラブ活動には、私立中学校の生徒も加入することが出来るのでしょうか？

【A7】 地域クラブ活動の加入要件は、それぞれの団体が決めることではありますが、原則として学校の在籍要件や居住要件はありません。したがって、私立中学校に在籍する生徒であっても、或いは他市町に居住する生徒であっても宝塚市内で活動する地域クラブ活動に加入できます。

ただし、加入者が特定の地域クラブ活動に偏ることがないように、競技種目ごとに協会を設立し、生徒の住所地や在籍校によって加入できる地域クラブ活動を指定する場合があります。

このほか、中体連などの各種大会への出場については、大会主催者によって参加資格要件が異なることから、加入を希望する地域クラブ活動の運営団体に確認してください。

【Q8】 部活動の地域移行後は、在籍する学校で活動出来ますか？或いは、別の学校で活動することになるのですか？

【A8】 部員数（生徒数）の減少により、学校単位での部活動の維持が困難であることから、部活動の地域移行により、地域単位の活動に転換します。そのため、加入を希望する地域クラブ活動が、自身が通っている学校にない場合は、希望する地域クラブ活動がある学校等の活動場所に移動して参加していただくことになります。

【Q9】 平日、別の学校で活動している地域クラブ活動に参加する場合、子どもの移動が課題となります。そのため、在籍校と活動場所の送迎も検討してほしい。

また、活動時間や移動に係る交通費など、不平等感が出るが、何か対策は考えているのでしょうか？

【A9】 市や学校が活動場所へ送迎することは困難ですが、出来る限り、隣接校の範囲で活動ができるなど、移動時間が短くなるよう、活動種目の確保に努めます。

また、活動時間は、屋内や屋外などの活動場所によって異なることや、競技種目による特性等もあり、一律に合わせることは困難ですが、現在の学校部活動における活動時間からは延長して活動が出来るよう基準の見直しも含めて検討しています。

このほか、移動に要する交通費については、出来る限り移動距離や時間が短くなるよう、隣接校や周辺校で活動ができるよう、市内をいくつかのブロック（地域）に分け、そのブロック内で希望する地域クラブ活動が存在することで移動距離が長くないよう取り組んでいきますので、交通費の補助は考えていません。

【Q10】 子どもたちへのアンケートで1番人気はバドミントンであると聞きたが、現在、どこの学校にもバドミントン部がありません。地域クラブ活動として発足する場合、活動場所等はどのようになるのでしょうか。

【A10】 これまでの学校部活動にはなかった競技種目についても、子どもたちの選択肢を広げるために、バドミントンをはじめ、様々な競技種目や活動団体の創設に向けて取り組んでいきます。この場合、複数の学校で一斉に活動を開始することは困難ですが、徐々に活動場所を増やすなど、市内のどこに居住していても参加できるよう取り組んでいきます。

【Q11】 中学生が野球をする場合、学校で活動している軟式野球部に入部する場合と、地域クラブ活動の硬式野球の団体に加入する場合がありますが、地域移行後も軟式野球チームは継続するのでしょうか？

【A11】 学校部活動における野球は軟式であったことから、部活動の地域移行においては、軟式野球を対象として地域移行に取り組みます。なお、硬式野球については、近年、需要が高いことから、既存の硬式野球チームを紹介することにより、それぞれの子どもたちにあった野球チームが選択できるよう取り組んでいきます。

【Q12】 これまでの各種大会（練習試合含む）は、学校単位で構成する部活動（学校部活動）によるチームで試合をしていましたが、今後はどのような単位で各種大会に参加するのでしょうか？

【A12】 各種大会（練習試合含む）の参加要件は、それぞれの大会主催者によって異なります。例えば、同種の競技種目で複数の地域クラブ活動に所属している場合、いずれか1つの地域クラブ活動でしか出場（登録）できないなど、参加要件や出場要件が異なります。

そのため、それぞれの地域クラブ活動の運営団体が参加要件にあった大会を決めて、申請、登録することになります。現在の学校部活動の多くが登録している“中体連”においても地域移行後の地域クラブ活動として登録が可能ですので、毎年2月末までに登録すれば次年度の中体連には参加できます。（新入部員の登録は5月まで）

【Q13】 部活動の地域移行に関する情報が少ないので、出来る限りの情報を公表してほしい。

【A13】 市のホームページを活用した情報提供に努めていきます。現在は、部活動地域移行の基本方針を掲載していますが、今後は年度当初の学校部活動の部員数や地域移行の進捗状況に加え、保護者説明会で出た質疑を“Q&A”としてまとめて掲載していきます。

【Q14】 これまでの部活動は学校の教員が顧問として対応していただいていたので、教育の一環として保護者としても安心してお任せしていましたが、今後、学校の教員以外の地域指導者に対して、どのようにして教育的意義を継承し、確保していくのか教えてください。

【A14】 地域移行における地域クラブ活動の主たる活動場所は学校の運動場や体育館、校舎の使用を想定していますが、その場合、運営者や指導者に対しては、市教育委員会が主催する研修会に参加を義務付けるほか、指導に関するガイドラインを周知する予定です。

また、地域クラブ活動において、指導者に不適切な指導があった場合は、被害にあった生徒や保護者の相談窓口を教育委員会内に設置します。

【Q15】 地域クラブ活動の指導者は、宝塚市が採用し、それぞれの地域クラブ活動に派遣するのですか？ 採用に関して宝塚市の基準はあるのでしょうか？

【A15】 地域クラブ活動の指導者は、宝塚市が選任や雇用するものではなく、それぞれの地域クラブ活動の運営団体が選任（採用）します。

指導者の基準や資格要件等は、原則として不要ですが、それぞれの競技種目や協会等によって、指導者や監督の資格要件が規定されている場合があります。また、競技種目によっては、大会等の参加要件として指導者に必要な資格を設けている場合がありますので、その場合は指定された要件を満たしていただくことになります。

【Q16】 部活動を地域に移行しようとする自治体は宝塚市だけでしょうか？

【A16】 スポーツ庁、文化庁による「運動部活動（文化部活動）の地域移行に関する検討会議」からの提言書を受けて策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等の通知、指針等に基づき、全国の各自治体により手法は異なるものの、学校部活動の地域移行（地域展開）に取り組んでいます。

【Q17】 他市町と部活動地域移行の時期や期間に違いがあることで、高校受験（入試）において不利にならないのでしょうか？

【A17】 部活動の加入状況が、高校受験（入試）に影響を与えることはありません。

【Q18】 宝塚市の公立学校の教員において、地域移行後の指導希望者はどの程度いるのか教えてください。

【A18】 中学校の教職員（約330人）を対象としたアンケート結果から地域移行後も指導を希望する教職員は全体の約15%であり、どちらとも言えないと回答した教職員は約30%でした。指導を希望する教職員の数は多くは見込めませんが、地域団体等とも連携しながら持続可能な地域クラブ活動の創設に向けて取り組んでいきます。

【Q19】 勤務する学校で活動している地域クラブ活動を指導していた教員が人事異動で他校に異動した場合、その教員が指導している地域クラブ活動はどうなるのか。

【A19】 競技、種目によって状況は変わりますが、勤務する学校で地域クラブ活動を指導していた教員が他校へ異動した場合、その教員は異動先の学校の勤務終了後に移動して指導に当たります。そのため、地域クラブ活動の開始時間が遅くなる場合がありますが、こうした1人の教員の異動により、地域クラブ活動に影響が出ることは避けなければならないことから、1つの地域クラブ活動に複数の指導者を確保しながら運営できるよう取り組んでいます。

【Q20】 例えば、指導者が午後5時に学校へ来る場合、放課後に当たる午後4時から5時までの間、競技経験がない保護者の見守りのみで学校を使用することは出来ますか？

【A20】 生徒だけの活動を認めることは出来ませんが、保護者等の大人が地域クラブ活動の見守りとして立ち会う場合は、学校施設の使用は可能です。ただし、危険を伴う活動は、資格保有者や経験のある指導者が参加してから活動することになります。

【Q21】 事故発生時の責任の所在について教えてください。

【A21】 地域クラブ活動中に発生した事故やトラブルに関する責任は、原則として運営団体で対応することになります。ただし、生徒や保護者と地域クラブ活動の運営団体との間で解決が困難な事故やトラブルについては、教育委員会のご相談ください。

【Q22】 加入を希望する地域クラブ活動が在籍する学校にあり、さらに他校にもあった場合、

在籍する学校の地域クラブ活動に参加しなければならないのか、或いは、他の学校で活動している地域クラブ活動に参加できるのでしょうか？その場合、他の学校までの移動方法はどのようになるのでしょうか？

【A22】 自身（生徒）が在籍する学校で活動している地域クラブ活動ではなく、他の学校で活動している地域クラブ活動に参加することは可能です。

ただし、自身（生徒）が在籍する学校から加入する地域クラブ活動が活動している学校までの移動は、各家庭の判断になります。

徒歩や公共交通機関を利用する場合は、直接、活動している学校まで移動できます。

なお、学校への登下校に自転車の使用は禁止している（西谷中学校を除く）ことから、自転車を使用して別の学校へ移動する場合は、一度、帰宅してから自転車を使用するようお願いいたします。

また、同種の地域クラブ活動の場合は、加入者が特定の地域クラブ活動に偏ることがないように、競技種目ごとに協会を設立し、生徒の住所地や在籍校によって加入できる地域クラブ活動を指定する場合があります。

【Q23】 学校部活動から地域クラブ活動への移行時に指導者が変わることにについて、子どもたちの心理的不安に対する何かの対策は考えられているのでしょうか。

【A23】 学校部活動から地域クラブ活動に移行する場合、指導者が教員から教員以外の指導者になる場合があります。その場合、新たな指導者に対しては、部活動における教育的意義や部活動のガイドライン、部活動指導者育成指標などを十分に説明し、これまでの取り組みや方向性など十分周知した上で移行していきます。その過程で子どもたちが不安になった場合に相談ができるよう、教育委員会内に相談窓口を設置する予定です。

【Q24】 教育委員会や学校は、子どもたちの中学校への入学時、令和8年度（2026年度）には学校部活動が廃止されることについて、説明していただけるのでしょうか？

【A24】 令和7年度（2025年度）以降の中学校の新生が中学校の在籍中に部活動の地域移行による影響を受けることとなります。そのため、教育委員会からはお手紙を発出することや、市のホームページで周知するとともに、中学校への入学時には、在籍する学校から説明する予定です。このほか、SNS を活用した広報、周知活動についても検討を進めていきます。

【Q25】 地域クラブ活動が学校で活動する場合、生徒の最終下校時刻までの活動になるのでしょうか？

【A25】 最終下校時刻は、学校における教育活動を終え、生徒が下校する最終の時刻を指します。一方、仮に教職員が地域クラブ活動の運営者や指導者として子どもたちの指導に当たっていたとしても、その活動は学校における教育活動には当たらないことから、子どもたちが地域クラブ活動に参加した時点で下校後の活動とみなし、最終下校時刻を超えて学校に残って活動することは可能です。

ただし、学校施設を使用して地域クラブ活動を行う場合であっても、一定の活動終了時刻は設定する予定です。保護者を対象としたアンケート調査の結果から、活動時間は午後7時までが最も多かったことも参考とし、さらに地域クラブ活動の運営者等の関係者の意見を聞きながら活動時間を決定していきます。

【Q26】宝塚市外（近隣市町）の地域クラブ活動に宝塚市民が加入することはできるのでしょうか？

【A26】加入要件は、各運営団体が決めることとなります。そのため、宝塚市以外の市町に活動拠点のある地域クラブ活動に加入を希望する場合は、その加入を希望する地域クラブ活動の運営団体にお問い合わせください。ただし、加入が可能であっても、中体連などの各種大会には、選手登録等で一定の制約（市町在住や都道府県在住等）があることにご留意ください。

【Q27】地域クラブ活動がどこで活動していて、どうすれば加入できるのかなど、地域クラブ活動の紹介や加入方法は、どのようにすれば知ることができるのでしょうか？

【A27】地域クラブ活動の発足状況や活動内容、加入方法等は、市のホームページでお知らせする予定です。今後、地域移行の進捗状況も含めて、本年3月下旬か4月上旬には公表できるよう取り組んでいきます。

【Q28】テニスや野球など、競技種目によっては、硬式と軟式に分かれていることから、子どもたちの希望も分かれます。地域クラブ活動の発足状況や予定は早めに知りたいです。

【A28】地域移行後の地域クラブ活動は、原則として、地域移行前に学校部活動として活動していた競技種目等から優先して取り組む予定です。したがって、テニスや野球は軟式を想定していますが、子どもたちの選択肢を広げる観点からも、硬式も含めた地域クラブ活動の確保に努めるとともに、早期の周知に努めておきます。

【Q29】地域クラブ活動の指導の担い手（受け皿）の確保について進捗状況を教えてください。

【A29】地域移行後も地域クラブ活動として引き続き指導を希望する教職員への対応として、各部活動の顧問を競技種目ごとに集め協議を進めています。また、スポーツ協会にも現行の団体で中学生の受け入れについて検討していただいております。その進捗状況も含めて本年3月下旬か4月上旬には市のホームページで公表する予定です。

【Q30】学校部活動を廃止し、地域クラブ活動に移行した場合、学校部活動の数から地域クラブ活動の団体数は減少する見込みなのでしょうか？市としての見通しを教えてください。

【A30】生徒数の減少により、多くの学校で多くの学校部活動が廃部になっています。今後も同様の傾向が継続するものと見込んでいます。そのため、学校単位でチームを構成しながら部活動を維持することは困難であることから、地域単位で構成する地域クラブ活動とすることにより、一定数を確保したチーム構成を構築していきたいと考えています。

このように地域クラブ活動へと移行する時、チーム数（団体数）はある程度減少するものと見込んでいます。

【Q31】地域移行後も引き続き指導を希望する教職員や地域クラブ活動の指導者が少ない場合、十分な地域クラブ活動の設立が困難になると思います。今後、指導者の確保や運営団体の設立について、どのように進めていくのですか？

【A31】まずは、地域移行後も引き続き指導を希望する教職員が、より指導しやすい環境を整備することと、現在、小学生を対象として活動しているスポーツ団体に対して、小学生から引き続き中学生のチームを設立するなど、競技団体を拡充するよう依頼し、持続可能なチ

ーム規模や団体数を確保するよう努めています。

この他、地域移行後も引き続き指導を希望する教職員と既に小学生を対象として活動している地域クラブ活動が連携（融合）して活動することが出来るよう、教育委員会がコーディネートすることにより、新たな地域クラブ活動の創設にも取り組むこととしています。

また、競技の指導は出来ても、団体の運営ができない指導者に対しては、加入する生徒の保護者の協力を得て、指導は特定の指導者とし、運営をその時々保護者で構成する運営団体を構成するなど、指導はできない地域や保護者の力も借りながら運営する地域クラブ活動の創設も視野に入れて取り組んでいきたいと考えています。

【Q32】 地域クラブ活動での活動日数、活動時間がこれまでの学校部活動の活動に比べて減少するのではないのでしょうか。

【A32】 地域クラブ活動では、指導者の指導可能日、時間帯によって活動日数、活動時間が異なります。また、在籍する学校以外の学校で活動している地域クラブ活動に参加する場合は、生徒の移動にも時間を要します。そのため、授業終了後から始めていた学校部活動とは違い、活動開始時間が遅くなる場合が想定されるため、終了時間も延長する方向で検討しています。ただし、子どもたちの生活にも配慮しなければならないことから、午後7時までを限度に延長する方向で検討しています。

【Q33】 地域クラブ活動では、教員以外の指導者が指導に当たりますが、地域クラブ活動でのいじめや指導者からの体罰などの問題について、どのように指導していくのでしょうか？

【A33】 クラブ内におけるいじめや体罰などの問題については、一義的には運営団体で対応していただくことが基本となりますが、こうした問題は学校生活にも大きく影響することから、教育委員会と地域クラブ活動が連携して問題解決に当たります。

また、定期的に研修会を開催し、地域クラブ活動の運営団体には受講を求めるなど、啓発活動にも取り組んでいきます。

【Q34】 今後、子どもたちが在籍する学校以外の活動場所へ移動しなければならないことも想定して、移動距離、移動時間も考慮して検討してほしいです。

【Q34】 地域クラブ活動の種目数や団体数によって、市内にどの程度の地域クラブ活動が設立されるのか、今後、運営団体や指導者の意向も踏まえて進めていくこととなります。競技種目によっては、十分な数の地域クラブ活動の団体の設置が困難な場合が想定されますが、出来る限り、地域単位で一定数の地域クラブ活動が設置されるよう関係者や関係団体と協議を進めていきます。

【Q35】 バドミントンのように、これまでにはなかった部活動が今後、地域移行により新たに開設される場合は、その活動に必要な設備・備品についての費用が高くなると思います。それも全部、受益者負担として保護者が負担しなければならないのでしょうか？

【A35】 すでに学校の体育館や運動場に整備されている施設や備品や吹奏楽部で使用する音楽室や楽器類は、地域移行後も継続して使用できます。

ただし、学校にはない設備が必要な場合は、地域クラブ活動の運営団体で準備（用意）していただくこととなります。

【Q36】 指導者に支払われる報酬（指導料）は、宝塚市から支払われるのですか。

【A36】 指導者に対して支払われる報酬（指導料）を含む運営費は、原則として受益者負担（保護者負担）としています。ただし、受益者負担（保護者負担）を抑えるため、活動場所を無料で使用できる学校の運動場や体育館、校舎等の使用を許可することにより、運営団体の経費の縮減を図ろうとしています。

このほか、指導者に対する報酬にも一定の制約を加える予定です。このように部活動の地域移行には、運営団体が過度に受益者負担（保護者負担）を求めることがないように取り組んでいきます。

【Q37】 現在、学校部活動として購入したユニフォームなどは、地域クラブ活動への移行後にも使用できるのでしょうか？

【A37】 現行の部活動で使用しているユニフォームには、学校名やチーム名が記載されています。一方、大会等に出場する場合、同じユニフォームであることが条件とされていることがあります。

ただし、部員数の少ない学校部活動については、他校との合同チームで大会等に出場していますが、この場合は、それぞれの学校のユニフォームで出場しています。地域クラブ活動のチームの場合は、同一のユニフォームで出場することになっていますが、各種大会の主催団体に対して、ユニフォームの取扱いに係る大会規定について、可能な限り、柔軟に対応するよう働きかけていきます。

【Q38】 地域クラブ活動の運営団体に向けて、市から予算上の支援はあるのでしょうか？

【A38】 令和8年度までの移行期につきましては、学校部活動と地域クラブ活動に予算上の差が生まれないう、国や県の補助制度を活用して、地域クラブ活動に対しても、一定の予算措置を講じています。ただし、令和8年度以降については、国や県から具体的な補助制度が示されていないため、今後、国や県の動向を注視していきます。

【Q39】 運営費（受益者負担）について、費用の設定額について教えてください。

【A39】 競技種目や活動種目によって、その運営や活動に要する経費が異なるため、一律での設定は困難であると考えていますが、地域クラブ活動の運営団体が保護者へ負担を求める場合は、経費の内訳等を十分に説明するなど、保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するように求めています。

また、運営費を低く抑えるため、活動場所には学校施設を開放する予定としており、使用する団体には、会員名簿や会計報告を義務付けるなど、教育委員会においても、運営団体に収益性がないことや、適正な保護者負担であることを確認していきます。

【Q40】 吹奏楽部では、在籍する学校に地域クラブ活動がない場合、他校へ移動することになるが、その場合、楽器を運ばなければならない。毎日、学校を運ぶことは子どもに負担が大きくなる。また、楽器は非常に高額で個人で購入できない楽器や複数人で使用する打楽器について、何らかの予算措置を考えているのですか？

【A40】 吹奏楽部が地域移行し、地域クラブ活動として活動する場合、一般的には学校の音楽室を使用することになります。また、学校で管理している楽器類も地域クラブ活動に貸与する予定です。また、個人で所有する楽器を日々、持ち帰ることは困難であることから、活動する学校の音楽室で保管できるよう、学校と調整していきます。